

ペルーにおける特別開発区と フリーゾーンの概要

(2025 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リマ事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リマ事務所が現地法律事務所 Legalnikkei SAC に作成委託し、2024 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Legalnikkei SAC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Legalnikkei SAC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail： SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・リマ事務所
E-mail： info_lima@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 背景	1
2. メリットとデメリット	1
3. 税制と通関の優遇措置	2
4. 工業用地の有無	2
5. 戦略的立地	3
6. 法的枠組み	3
7. 優遇措置	4
8. 経済特区の利用者になるための条件	5
9. 数字で見る成果	7
10. 新たな枠組み　－民間経済特区（ZEEF）の検討	7

ペルーにおける特別開発区とフリーゾーンの概要

1. 背景

ペルーにおける経済特区（ZEE）の歴史は、1989年のタクナ特別関税取扱地域（ZOTAC）とイロ、パイタ、マタラニの産業フリーゾーンの創設に始まる。1996年、これらの特区は加工工業商業サービスセンター（CETICOS）と改称され、現在は特別開発区（ZED）とフリーゾーンの名称で運営されている。

ペルーの経済特区は、領土内の地理的に限定された区域で、民間投資を誘致し、外国貿易事業向けの生産活動やサービス開発を促進することを目的としている。

それらの区域では、国内外の投資家に対し、他の地域とは異なる特別で柔軟な税制や関税制度を国が提供している。その目的は、それらの区域が存在する地域を繁栄させ、物流障壁を減らし、経済を活性化し、失業率を低下させ、インフラの拡大や新技術の開発を促進することにある。

現在、ペルーには4つの経済特区が存在している。タクナ・フリーゾーン（Zofratacna、ソフラタクナ、タクナ）は関税が課されないフリーゾーンで、特別開発区パイタ（ZED Paita、ピウラ）、イロ（ZED Ilo、モケグア）、マタラニ（ZED Matarani、アレキパ）は優遇措置を受ける保税区域である。これらに関する情報は、次のリンクを参照すること。

<https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1242819/Peru%27s%20SEZ%20outlook.pdf?v=1679698592>

2. メリットとデメリット

経済特区の設立によって、国産原材料の販売や、電気、通信、港湾、運輸、空港などの分野での雇用により、国の外貨収入が増加する。外貨収入という点では、金融サービス、トレーニング、コンサルティングや、経済特区およびそれに付随する活動（商業、観光、工業）で直接働く労働者への給与の支払いによる収入も含まれる。

経済特区が存在する地域は、法律でその地域への投資を促す特別な関税が定められており、その税収は経済特区が所在する地域の開発と投資に使用が限定され、その地域が恩恵を受けることになる。

また、生産や販売プロセスに関する技術移転が、国内の他の地域にも広がっていることは明らかである。

ただ、考慮すべきデメリットもある。経済特区からもたらされる商品には国内産業が支払わなければならない税負担が含まれていないため、不公平な競争となり、国内産業との関係で有利な状況となる。

もう一つのデメリットは、税関や治安業務の負担が非常に大きく、これらの地域の安全を確保するために国の積極的な関与が必要なことである。

とはいえ、メリットはデメリットを上回るものであり、特に、税関と治安への対応は克服できないものではなく、国の政策次第である。

3. 税制と通関の優遇措置

経済特区に関するペルーの既存の法律によると、タクナ・フリーゾーンがある地域は関税のないフリーゾーンであり、特別開発区の各地域は優遇措置を受ける保税区域である。これらの法律により、経済特区は国内の他の地域とは異なり、税制に関して恩恵を受けることができ、その他の面はすべて国内共通の規制が適用される。このように、これらの経済特区に進出する会社は、法的枠組み、法的安定性、国の政策により、国内の他の地域とは異なる特別で柔軟な税制・関税制度を一定期間、特別開発区においては2042年まで享受することができる。

4. 工業用地の有無

経済特区には大規模プロジェクトの開発に利用可能な土地があり、地域や必要な面積に応じて、競争力のある料金が設定されている。

経済特区における1平方メートル当たりの平均賃料

経済特区	平均賃料（平方メートルあたり）
イロ（ZED Ilo）	0.20ドル
マタラニ（ZED Matarani）	0.40ドル
タクナ・フリーゾーン （Zofratacna）	0.50ドル
パイタ（ZED Paita）	0.80ドル

出典：特別開発区イロ、マタラニ、パイタおよびタクナ・フリーゾーン事務局（2021年）

これらの用地には、電気、上下水道、通信、インターネット、光ファイバー基幹ネットワークが整備されており、その面積は、開発済みと未開発用地を合わせて260ヘクタールを超える。

5. 戦略的立地

経済特区は物流という点において恵まれた立地にある。経済特区はイルサ・ノルテ（IIRSA Norte）とイルサ・スール（IIRSA Sur）の幹線道路上に広大な土地を有している。また、それらの地域は国内の港湾、空港、工業中心地に近い。

タクナ・フリーゾーンはタクナの国境地帯に位置し、チリやボリビアと隣接し、さらに海を通じて太平洋域全体に接している。このため、世界の主要市場にアクセスすることができる。

特別開発区パイタは、ピウラから56キロメートル、パイタ港ターミナルから3キロメートルの場所にある。北海岸に位置するため、エクアドルやコロンビア市場に近く、主要な輸出先としている。

特別開発区イロは、ペルー南部に位置し、ブラジルやボリビアとの物品の流通、生産、サービス、貿易の円滑化のための物流センターとして、また、ペルー南部の大規模鉱業への供給拠点として、その地位を確固たるものにしている。

特別開発区マタラニは、南米で最も効率的な港の一つとされるマタラニ港から3キロメートルに位置している。また、鉄道輸送、パンアメリカン・ハイウェイ、コスタネーラ・スール・ハイウェイ、航空輸送へのアクセスも有している。

6. 法的枠組み

- 法律27688：タクナ・フリーゾーン法およびその諸改定。
- 法律30446：特別開発区、タクナ・フリーゾーンについての補完的な法的枠組みを確立する法律。
- 法律30777：特別開発区への投資を促進するため、関連諸規定を修正する法律。
- 大統領令011-2002-MINCETUR：法律27688の施行細則。
- 大統領令002-2006-MINCETUR：法律27688の施行細則統一規則を承認する大統領令。
- 関税一般法および施行細則：保税区域への物品の搬入、保管、移動、搬出に関して適用される規則。
- 大統領令019-2009-PCM：法律29014の施行細則。イロ、マタラニ、パイタのCETICOSをモケグア、アレキパ、ピウラの各州政府に、タクナ・フリーゾーンをタクナ州政府に、セエデプーノ（Zeedepuno）をプーノ州政府に付託する法令。
- 大統領令022-2015-PRODUCE：タクナ・フリーゾーンに設立することを許可されていない、工業およびアグロインダストリー企業が行う、資源採掘または製造活動についての関税品目に対応する品目リストを承認する大統領令。
- 大統領令018-2017-MINCETUR：タクナ・フリーゾーン法の違反と罰則に関する施行細則。
- 大統領令005-2019-MINCETUR：特別開発区の施行細則。
- 大統領令015-2019-PRODUCE：特別開発区内で製造することが禁止されている関税品目に

対応する品目リストを承認する大統領令。

- 大統領令004-2021-MINCETUR：タクナ・フリーゾーンの施行細則を修正する大統領令。

7. 優遇措置

（１）税制

認可された活動を行う利用者は、法人所得税（29.5%）、一般売上税（IGV）（16%）、地方振興税（IPM）（2%）および中央政府、地方政府や市町村から徴収される、または徴収される予定の税金が免除されるが、社会保険庁（ESSALUD）への拠出金は例外となる。利用者が、認可された活動と認可されていない活動の両方を行う場合は、これらの税金が免除されるインボイスと免除されないインボイス両方の登録を行わなければならない。

（２）通関制度

経済特区の通関上の利点は次のとおりである。

- 外国から経済特区に物品を持ち込む場合、輸入にかかる税金は課されない。また、認可された活動を行うために、利用者である会社が使用する機械設備の持ち込みにもかからない。それらの機械類は、国外に戻すか、減価償却して国内搬入手続きをするか、または経済特区の他の利用者に売却することもできる。
- 経済特区内の物品は、利用者である会社が必要要件を満たす限り、経済特区関連法の有効期間中は、無期限に保管できる。
- これらの経済特区で製造された商品の輸出は、ペルーが締結した国際協定で定められた原産地規則に従って、関税優遇措置の恩恵を受けることができる。
- 輸送申請によって、商品の搬入・搬出が容易になる。
- 経済特区は、到着地点とみなされるか、治外法権的な法制度を持つため、一時的な倉庫への事前保管を必要とせず、貨物の直接荷降ろしの優遇措置が適用され、物流運営コストの削減となる。
- 国内の他地域から経済特区への商品の持ち込みまたはサービスの提供は、一時的または恒久的な商品またはサービスの輸出とみなされ、ドローバックや一般売上税の還付など、国内から国外への輸出する際の優遇措置の対象となる。
- 輸入に関するすべての税金を納めることで、国内市場向けとして手続きすることができる。また、経済特区事務局に対して手続きを行うことで、経済特区から国外に再度送ることも可能である。
- 経済特区で生産された商品は、国際協定や条約で決められた最低関税率（0%）で国内向けに輸入することができる。例外として、工業、アグロインダストリー、マキラドーラ、機械の組み立て、修理、再調整、メンテナンスなどの工程から得られる商品については、経済財務省の閣議決定により承認されたリストに記載されている場合に限り、輸入関税が免除される。タクナ・フリーゾーンの場合は、HSコードの最初の4桁が変更されるか、輸入時に申告された金額の50%以上の付加価値を生み出すことが要件となる。

- 経済特区内で製造された商品は、税関での国内手続きを経ずに直接輸出することができる。
- タクナ・フリーゾーンの場合、原材料、容器、包装および国内から搬入される物は、輸出手続きなしで持ち込むことができる。ただし、搬入物の由来を確認するため、インボイスや梱包明細書を提示しなければならない。
- 経済特区内の利用者間で行われる取引は、利用者が事務局から許可された活動に関連するものであれば、一般売上税および地方振興税が免除される。

具体的な優遇措置については次のリンクを参照すること。

<https://exportemos.pe/fortalece-tus-capacidades-exportadoras/logistica-para-exportar/zonas-economicas-especiales-del-peru>

【特別開発区とフリーゾーンに関するファクトシート】

- タクナ・フリーゾーン

<https://www.gob.pe/institucion/mincetur/informes-publicaciones/459695-ficha-informativa-de-la-zee-tacna>

- 特別開発区イロ

<https://www.gob.pe/institucion/mincetur/informes-publicaciones/459706-ficha-informativa-de-la-zee-ilo>

- 特別開発区マタラニ

<https://www.gob.pe/institucion/mincetur/informes-publicaciones/459703-ficha-informativa-de-la-zee-matarani>

- 特別開発区パイタ

<https://www.gob.pe/institucion/mincetur/informes-publicaciones/459699-ficha-informativa-de-la-zee-paita>

8. 経済特区の利用者になるための条件

自然人または法人で、国内外を問わず、経済特区内で営業する権限を有すること。現行法に基づくあらゆる種類の会社形態（S.A.C.、E.I.R.L.、S.R.L.など）が認められている。経済特区内では新会社でも、国内外の親会社の支店であっても、設立することが可能である。

（1）入札の流れ

事前資格審査：経済特区の利用者としての資格を取得するための第一段階として、経済特区の運営本部宛に申請書類を提出する。

- 申請を行う自然人または法人の詳細
- 必要な土地またはインフラの詳細
- 実施する経済活動に応じた様式の申請書
- 経済特区の利用者または利用者であった者としての債務がないことの宣誓書

- 登記済みの会社の定款および委任状の写し
- 投資額、材料や製品の量と金額、創出が見込まれる雇用規模に関する情報

（２）入札への参加

この第二段階では、まず、入札の手順と条件が詳細に説明された参加要項を入手する。入札者はこの要項に従って申請を行い、経済特区事務局が申請を評価し、要改善事項があれば入札者に通知し、最終的に入札者に参加資格があることを通知する。なお、入札に参加するためには、タクナ・フリーゾーンの場合は使用権料の1カ月分、特別開発区の場合は3カ月分の担保を提示する必要がある。その後、賃料の支払額と投資額が最も高い会社が落札することになる。

（３）契約締結

この段階では、使用権料と入札中に提示した投資額に応じて、一定の担保を提示する必要がある。これらは更新可能である。

（４）設営および操業

使用権を落札した者は、投資の約定に従って、割り振られた土地に建物を設営する権限を有する。設営が完了した後、営業を開始するためには、経済特区に工事完了確認を申請し、その承認決議と操業許可を取得する必要がある。

（５）義務

- 使用権または売買契約の締結から2年を超えない期間内に、認可された活動を開始する。
- 決められた区域内で認可された活動を実施し、契約条件を遵守する。
- 経済特区の調和のとれた総合的な開発計画を尊重し、必要なインフラを設置する。
- 国際基準に沿った技術を採用するインフラと機器を持つ。
- 安全管理、環境保全、緑地やペルーの動植物の保護に関する現行法を遵守する。
- 投資の約定を遵守する。経済特区の事務局がそれを監査する。
- 経済特区の内部規則または内部運営規定を遵守する。
- 通商観光省による業務監督に際し、必要とされる情報を提供する。

（６）運営

- 現行の通関手続きを経て、国外、国内のその他の地域、ほかの経済特区、およびそれぞれの関連領域から、物品を搬入、搬出することができる。さらに、経済特区事務局が手続きを行うことで、物品を国内向けに手続き、または再度搬出することができる。
- 経済特区に搬入または搬出される物品の輸送は、物品の所有者、荷受人、または運送業者の責任の下、輸送申請に基づいて行われる。
- 国産品または国内向けに手続きされた物品の搬入は、一時的または恒久的な輸出として実施される。
- 国外から搬入される経済特区向けの物品は、ほかの保管庫に一時的に輸送されるこ

となく、入国から直接経済特区内に輸送される。

- 通関手続きに関しては、該当する税関事務所で行うことができる。
- 経済特区からその他の地域へ送られる物品は、物品によって必要とされる税関手続きを経なければならない。
- SUNATは、経済特区で搬入、保管、搬出される物品の税関管理を行う。このため、利用者は税関当局の認証、検査、管理作業がスムーズになるよう、期限を守って、条件を満たす必要な情報を提供しなければならない。
- 国外からの商品およびタクナ・フリーゾーンで製造された商品は、タクナ商業地区（タクナ地区およびアルト・デ・ラ・アリアンサ地区の商業センターから成る）に、6%の特別関税を支払うことで搬入することができ、輸入にかかるその他税金（関税、一般売上税、地方振興税、選択消費税）は免除される。これらの物品は、その区域での販売が認められているリストに掲載されている必要がある。

9. 数字で見る成果

経済特区では、合計155社が操業し、約2,000人を直接雇用、9,000人を間接雇用している。輸出額は4,600万ドルを超え、輸入額は4億5,000万ドルを超える。つまり、経済特区に関する限り、貿易収支は赤字である。輸出より輸入の方が多いのである。

これは、ペルーの経済特区が輸出による経済発展の産業拠点としての地位を確立していないことを示している。また、貿易収支を均衡させるだけの輸出額も達成できていない。経済特区の設立目的が輸出の拡大であったことを考えると、この点は重大である。経済特区で操業する会社が輸出よりも輸入に多く関与しているという事実は、国内の競争に歪みを生じさせる可能性がある。というのも、ある製品が税金や通関手続きを免除されて国内に流通すると、各種規制や税金が免除されていない国内企業によって生産された製品と競合してしまうからである。

また、現在の155社の使用权をもつ企業のうち、稼働しているのは101社、つまり全体の65%に過ぎないという点も重要である。既存利用者のうち、46%が産業部門、28%が保管関係、16%が物流関係に属し、残りの10%はコールセンターと技術開発企業に分かれている。

10. 新たな枠組み – 民間経済特区（ZEEP）の検討

2025年1月現在、投資促進、持続可能な社会経済発展への貢献、競争力とイノベーションの促進を支えるメカニズムとして、民間経済特区（ZEEP）を創設・開発することを目的とした、民間経済特区のための税制・関税特別制度創設法案が、議会で検討されている。

この法案の目的は、民間経済特区を通じて、ペルーの競争力を向上させ、新たな民間投資を誘致し、付加価値を生み出す産業活動を発展させ、科学技術の研究開発、直接・間接雇用の創出、潜在的な生産サイクルの促進、非伝統的輸出の増加と多様化、サービス輸出の開発・生産の多様化、産業・技術開発の振興を図ることにある。

この法案によると、民間経済特区で認可される活動は、付加価値を生み出し、ペルーの税制の対象とならないものになる。としているが、経済財政省（MEF）は、税収確保の観点から難色を示している。議会で検討されているZEEPの概要は以下の通り。

（１）民間経済特区の必要条件

- 港湾、空港、道路、鉄道駅、水路、その他の交通手段に近くアクセスできること。民間経済特区の認定にあたっては、最低ヘクタール数は要求されず、経済へのプラスの影響のみが考慮される。
- 開発マスタープランがあること。

（２）民間経済特区における主な収益活動の開発

利用者が次の条件を満たす場合になると考えられる。

- 基本労働時間を前提に、収益活動に従事する有資格労働者を、適切な人数雇用する。
- 民間経済特区に必要かつ適切なインフラや資産を有する。
- 不可欠かつ適切な費用や経費を支出する。
- 2年未満に最低700万ソル（187万1,000ドル）の投資を行うことを約束する。この金額は、4年以内に、収益活動に使用される新たな固定資産の取得、その建設、または製造に充てられなければならない。

（３）民間経済特区の利用者は、認可条件を満たし、それを維持する限り、この法律が施行された後、次の優遇措置を享受できる。

- 純利益に対する法人所得税は5年間0%。
- 6年目から5年間は、純利益に対しての法人所得税7.5%。
- 11年目から5年間は、純利益に対しての法人所得税10%。
- 16年目から5年間は、純利益に対しての法人所得税12.5%。
- 21年目から5年間は、純利益に対しての法人所得税15%。

（４）税制以外の優遇措置は、下記の条件を満たす場合認められる。

- 民間経済特区の民間事業者は、同法施行後5年目までに、認可地域の少なくとも70%にクリーンなエネルギーや水道を供給し、廃棄物処理を管理できるようにする。
- 民間経済特区の特別税制に基づく納税者は、同法施行後5年以内に、SUNATに申告した過去3会計年度の各年度において得た利益の少なくとも25%を再投資する。

（５）民間経済特区の参入事業者としての認可を得るための条件

- 国内に住所を有する自然人または法人であり、その法人目的に、民間経済特区の経済活動の発展のためのサービス提供が含まれていなければならない。

- 代表者、取締役、パートナーまたは株主の氏名および身元に関する情報を提供すること。パートナーが法人である場合、それに対応する持株比率を提出しなければならない。公開株式会社の場合は、引受資本の10%以上を保有する株主のみを開示すること。
- プロジェクトの財務的健全性を証明すること。
- 代表者、取締役会、パートナー、株主は、犯罪歴がなく、SUNATに対しての税金やその他の債務を負っていないこと。

同法案は、現在の特区の制度がこの法律に影響されるものではないと明確にしている。すなわち、イロ、パイタ、マタラニ、カハマルカ、チンボテ、トゥンベス、イキトスの現在の特別開発区や、プーノ経済特区、タクナ・フリーゾーンには適用されず、現行の制度が維持される。

最後に、例外的にチャンカイに民間経済特区を創設することに加え、国益と公共的必要性の観点からペルーの各県に創設することも検討されている。